第十一条を次のように改める。

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ニ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

二　児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ　生活保護実施関係情報

ハ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

三　児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る前号ロ及びハに掲げる情報

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該障害児入所医療費の支給に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。

一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報

二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報

三　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

第十二条第一号ヲ中「（昭和三十九年法律第百三十四号）」を削り、同号ヲを同号ワとし、同号リからルまでを削り、同号チを同号ルとし、同号ル の次に次のように加える。

ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報

第十二条第一号ト中「（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を削り、同号トを同号ヌとし、同号ヘを同号リとし、同号ホを同号チとし、同号ニ中「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を削り、同号ニを同号トとし、同号ハ中「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を削り、同号ハを同号ヘとし、同号ロ中「児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報」を「児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号の措置に係る部分に限る。）」に改め、同号ロを同号ホとし、同号イ中「児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）」を「措置児童」に、「係る同法」を「係る児童福祉法」に改め、同号イを同号ニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ　当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第十二条第二号ハを削り、同号ロ中「児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童」を「療育給付児童」に、「当該児童」を「当該療育給付児童」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童」を「療育給付児童」に改め、同号イを同号ハとし、同号イ及びロとして次のように加える。

イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童（以下この号において「療育給付児童」という。）又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ロ　療育給付児童、当該療育給付児童の扶養義務者又は当該療育給付児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十二条第三号中「第六号の三」を「第六号の二並びに第五十一条第三号」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号チから同号ルまでを削り、同号ト中「と同一の世帯に属する者」を「の扶養義務者」に改め、同号トを同号ルとし、同号ル の次に次のように加える。

ヲ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報

第十二条第三号ヘを同号ヌとし、同号ホ中「児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）」を「助産妊産婦」に、「と同一の世帯に属する者」を「の扶養義務者」に改め、同号ホを同号リとし、同号ニを同号チとし、同号ハを同号トとし、同号ロを同号ヘとし、同号イ中「児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「保護児童」という。）」を「保護児童」に、「係る同法」を「係る児童福祉法」に改め、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この条において「保護児童」という。）若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ハ　助産妊産婦、当該助産妊産婦の扶養義務者若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童、当該保護児童の扶養義務者若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第十二条第五号中「同法第三十三条の六」を「当該徴収に係る同法第三十三条の六」に、「）に」を「以下この号において同じ。）又は当該義務教育終了児童等の扶養義務者に」に改め、同条に次の一号を加える。

六　児童福祉法第五十六条第三項の費用の徴収に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十四条第五項若しくは第六項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）若しくは当該措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報